


乗務後自動点呼の制度化に向けた最終とりまとめ

[乗務後自動点呼の確実性に関する基本的な考え方]

点呼は輸送の安全を担う運行管理の要であって、その確実性が損なわれるものであってはならない。自動点呼は、点呼支援機器(ロボット等)に点呼における確認、指示、判断、記録の一部または全てを代替させて点呼を行うことを想定するが、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるものでなければならない。運行の可否について総合的な判断が必要となる乗務前点呼と比較し、実施項目が少なく実現が容易な乗務後点呼から自動点呼の導入を進めることとする。

これを踏まえ、自動車運送事業者が点呼の確実性を確保した上で乗務後自動点呼を実施するために、「乗務後自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件」、「乗務後自動点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件」、「運用上の遵守事項」を設定する。

なお、本要件は条件付き点呼自動化を対象としており、非常時は運行管理者等の対応が必要となる。従来の対面点呼と同様に、条件付き点呼自動化における運用の責任は事業者、運行管理者等が負うものとする。

	定義概要	点呼の安全性に係る対応主体	機器と運行管理者の関わり方イメージ
<p>条件付き 点呼自動化</p>	<p>機器が点呼における全ての確認、指示、判断、記録を実施。点呼全体の最終判断も機器が実施。 点呼実施継続が困難な場合は、機器の要求等に運行管理者等が適切に対応。</p>	<p>機器 (点呼実施継続が困難な場合は運行管理者等)</p>	<p>運行管理者等は点呼に立ち会う必要はないが、非常時に常に対応できる体制が必要。</p> 

乗務後自動点呼の制度化に向けた最終とりまとめ

[乗務後自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

1. 乗務後自動点呼に関する基本要件

- ① 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果及び運転者が測定を行っている様子の静止画又は動画を、自動的に記録及び保存すること。
- ② 自動車、道路及び運行の状況、交替運転者に対する通告、その他の事項について、運転者が口頭で報告し、当該報告内容を電磁的方法により記録すること。また、運転者が口頭で報告を行うにあたり、対話形式で報告を行う機能を備えることが望ましい。
- ③ 運行管理者等が伝えるべき指示事項を、運転者毎に伝達する機能を備えること。
- ④ 運転者毎の点呼の実施予定、実施状況、実施結果を、運行管理者等が確認できる機能を備えること。

2. なりすましの防止

- ① 事前に登録された運転者以外の者が点呼を受けられないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。
- ② 酒気帯びの状況に関する測定時には、点呼を受ける運転者以外の者が測定できないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。

3. 運行管理者の対応が必要となる際の警報・通知

- ① 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者等が気付くように警報、通知を発した上で、点呼を完了させないこと。
- ② 運転者毎に点呼を実施する予定時刻を設定することができ、予定時刻から一定時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が気付くように警報、通知を発すること。
- ③ 当該点呼に必要な全ての確認、指示、判断、記録が正常に行われたい限り、点呼を完了させないこと。
また、自己診断機能を備え、故障が発生した場合には故障箇所、故障内容を表示するとともに、運行管理者等が気付くように警報、通知を発した上で、当該故障が解消されるまで点呼を実施できないようにすることが望ましい。

4. 点呼結果、機器故障時の記録

- ① 点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果を電磁的方法により記録し、かつその記録を1年間保持できること。
 - (1) 当該点呼に責任を持つ運行管理者等の氏名及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - (3) 点呼日時
 - (4) 点呼方法
 - (5) アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果
 - (6) アルコール検知器の使用時の静止画又は動画
 - (7) 運転者が点呼を行っている様子の静止画又は動画
 - (8) 自動車、道路及び運行の状況
 - (9) 交替運転者に対する通告
 - (10) その他必要な事項
- ② 当該機器の故障が発生した際、故障発生日、時刻、故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を1年間保持できること。
- ③ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録の修正ができないこと、又は修正をした場合であっても修正前の情報が残り消去できないこと。
- ④ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録を出力できること。出力について機器・システムで保存された内部形式のまま大量一括に、CSV形式の電磁的記録として出力できること。

[乗務後自動点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件]

施設・環境要件

- ① なりすまし、アルコール検知器の不正使用等の防止及び所定の場所以外で乗務後自動点呼が実施されることを防止するため、乗務後自動点呼を実施する運転者の全身の様子を運行管理者等が随時確認できるように監視カメラ等が適切に設置されていること。

[運用上の遵守事項]

1. 事業者、運行管理者等に係る遵守事項

- ① 事業者は、乗務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等及びその他の関係者に周知すること。
- ② 事業者は、乗務後自動点呼に用いる機器を常時有効に保持すること。常時有効に保持とは、正常に動作し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、機器の製作者が定めた取扱に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。
- ③ 事業者は、所定の場所以外で乗務後自動点呼が行われるのを防止するため、乗務後自動点呼に用いる機器を持ち出されないように措置を講じること。
- ④ 事業者は、機器の使用方法等について運転者、運行管理者等及びその他の関係者が適切に使用できるように教育体制を整備すること。また、運行管理者等は、緊急を要するような事態が発生した際の対応方法について乗務前点呼時等に運転者に周知すること。
- ⑤ 運行管理者等は、各運転者の乗務後自動点呼の実施予定・実施結果を適切に確認し、点呼の未実施を防止すること。
- ⑥ 運行管理者等は、各運転者に必要な指示を適切に行うこと。
- ⑦ 運行管理者等は、各運転者に必要な指導を適切に行うこと。
- ⑧ 事業者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。

2. 非常時の対応

- ① 酒気帯びが検知された場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- ② 点呼を実施する予定時刻から一定時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- ③ 当該機器の故障等で乗務後自動点呼の実施が困難になった場合には、運行管理者等に申し出ることを運転者に指導するとともに、当該営業所で実施が認められている点呼を実施できる体制を整備すること。
- ④ 緊急を要する報告については、運転者から運行管理者等に適切に報告できる体制を整備すること。

3. 個人情報管理に係る事項

- ① 運転者の認証機能に必要な生体情報等、個人情報を扱う場合には、事業者が対象者から同意を得ること。